



お知らせ

令和3年度

納税・納入通知書を発送します

発送日 >>> 7/13 (火)



第1回目の

納期限 >>> 8/2 (月)



納期限までに納付をお願いします。

国民健康保険税

[お問い合わせ先]

税務課 ☎ 22-3116

後期高齢者医療保険料

[お問い合わせ先]

町民課 ☎ 22-3117

介護保険料

[お問い合わせ先]

高齢者支援課 ☎ 22-3900

税務課からのお知らせ

倒産や解雇などで離職された方へ

国保税が軽減される場合があります

倒産・解雇・雇い止めなどにより会社を退職された方で、次の条件に該当される方は、国民健康保険税が軽減される場合があります。

軽減の条件

- ① 平成21年3月31日以降に離職
- ② 職時の年齢が65歳未満
- ③ 倒産・解雇、または雇い止めなどによる離職など(離職理由は「雇用保険受給資格者証」に記載の離職理由で判断します)

令和3年度課税分より適用

税制改正に伴う国保税の変更点

令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直し（給与所得控除や公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等）に伴い国保税の課税の見直しが行われました。変更点は次の通りです。

基礎控除額の引き上げ

変更前 >>> 33万円

変更後 >>> 43万円

軽減基準額の変更

一定の給与所得者等が2人以上いる世帯は、当該見直し後においては国保税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を鑑みて軽減基準額の見直しを行うこととなりました。

	軽減割合	所得基準額
変更前	7割軽減	基準額 33万円以下
	5割軽減	基準額 33万円 + 28万5千円 × 国保加入者数 以下
	2割軽減	基準額 33万円 + 52万円 × 国保加入者数 以下
変更後	7割軽減	基準額 43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
	5割軽減	基準額 43万円 + (28万5千円 × 国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下
	2割軽減	基準額 43万円 + (52万円 × 国保加入者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下

※給与所得者等 … 一定の給与所得と一定の公的年金等の支給を受ける方をいいます。なお一定の給与所得者とは、給与収入55万円超の方をいいます。また、一定の公的年金等の支給を受ける者とは、65歳未満の方は60万円超、65歳以上の方は110万円超の支給を受ける方をいいます。

※国保加入者数 … 国保加入者及び同じ世帯の中で国保から後期に移行した方の合計数

❗ これらの変更は令和3年度課税分より適用されます。みなさまのご理解をよろしくお願いします。

[お問い合わせ先] 税務課 ☎ 22-3116

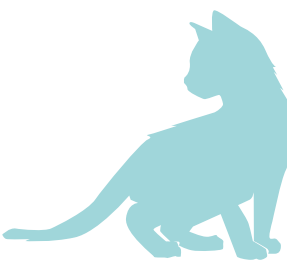
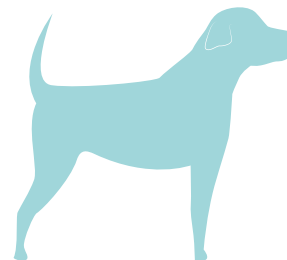
その飼い方、あなたの知らないうちに、誰かが迷惑しているかもしれません。

犬や猫の鳴き声やフン尿などをめぐるトラブルが多発しています。



“犬の飼い方”

- 犬は必ず登録をし、毎年1回狂犬病予防注射を受けなければなりません。また、登録時にお渡しする鑑札や予防注射済票は首輪などにつけることで、迷子になったときの名札代わりにもなります。
- 散歩のときには引き綱を必ず使いましょう。また、排尿させる場所にも気を配り、家や飲食店の前など失礼になる行為は慎み、フン尿の後始末は飼い主が責任をもってしましょう。
- 犬のむだ吠えも毎日となると近隣トラブルの原因になります。鳴き声については、適切なしつけや世話をすれば改善が期待できますので、飼い主は他人に迷惑をかけないように心がけてください。
- 飼い犬が迷子になったときは、警察署か役場、須崎福祉保健所にすぐに連絡をしてください。保護している場合もありますし、似た犬を保護した場合には連絡をいたします。迷子犬にならないように、日ごろから綱や首輪、囲いなどに不備がないか注意しましょう。
- 飼い主が変わったり、犬が町外から転入や死亡した場合には、役場に届け出をお願いします。



“猫の飼い方”

- 猫はエサが十分に得られれば、特に広い生活空間は必要としませんので、環境を整えれば室内だけで心身ともに健康に過ごすことができます。交通事故にあう、伝染病やノミ・ダニをもらう、予期せぬ妊娠をすることのない室内飼育に努めましょう。
- 飼い猫が迷子になった時に、野良猫との区別がつくように、迷子札や首輪などに連絡先などを付けましょう。

お問い合わせ先

>>>

環境水道課

☎ 22-3119

大正 町民生活課

☎ 27-0112

十和 町民生活課

☎ 28-5112



犬・猫などを遺棄・虐待することは「動物の愛護及び管理に関する法律」に違反し、罰金が科せられます。



産まれてくる犬・猫を育てられる見込みがない場合は、不妊・去勢手術をしましょう。



また、飼い主になることができないのであれば、野犬や野良猫にむやみにエサを与えないでください。